

社会福祉法人 那珂川福祉会

ねむのき

指定（介護予防）短期入所生活介護
重要事項説明書

指定（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明致します。

※当サービスの利用は、原則として（要支援）要介護認定の結果「要支援１、要支援２、要介護１～５」と認定された方が対象となります。（要支援）要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．施設経営法人

法人名称	社会福祉法人 那珂川福祉会
所在地	福岡県那珂川市下梶原２丁目６番３号
介護保険法人番号	０１０１２１９４
代表者氏名	理事長 秋田 裕子
開設年月日	平成１１年８月２０日
電話番号	０９２－９５２－１１２２
FAX番号	０９２－９５４－１９６０

２．御利用施設

施設の名称	社会福祉法人 那珂川福祉会 ねむのき
所在地	福岡県那珂川市下梶原２丁目６番３号
管理者名	管理者 秋田 裕子
開設年月日	平成１２年７月１日
指定番号	福岡県 ４０７３７０００７４号
電話番号	０９２－９５２－１１２２
FAX番号	０９２－９５４－１９６０
福祉サービス第三者評価の実施の有無	実施なし

３．ご利用施設と併設している事業

事業の種類及び 指定番号		福岡県知事の事業者指定		備考
		開設年月日	指定更新年月日	
施設	介護老人福祉施設 ４０７３７０００７４号	平成１２年７月１日	令和２年７月１日	定員５０名
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ４０９３７０００８８号	平成２６年７月１日	令和２年７月１日	定員２０名 (ユニット型)
居宅	通所介護 ４０７３７０００７４号	平成１２年７月１日	令和２年７月１日	定員３５名 (月～土、祝日)
	介護予防・日常生活支援 総合事業第一号事業 ４０７３７０００７４号	平成３０年４月１日	平成３０年４月１日	
	訪問介護 ４０７３７０００７４号	平成１２年４月１日	令和２年４月１日	サービス提供責任者 ２名

居宅	指定第一号訪問事業 4073700074号	平成18年4月1日	平成30年4月1日	定員12名
	認知症対応型通所介護 4093700054号	平成24年2月1日	平成30年2月1日	
	介護予防認知症対応型通所介護 4093700054号	平成24年2月1日	平成30年2月1日	
居宅介護支援事業所 4073700074号		平成11年12月1日	令和2年4月1日	介護支援専門員 6名

4. 事業の目的及び運営の方針

法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、入所者に対し医学的管理の下で心身の状態に対応した適切な処遇と必要な機能回復訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営する。

5. 施設の概要（指定介護老人福祉施設）

居室及び設備

	居室・設備の種類	室数	備 考
居 室	1人部屋（従来型個）	14室	内50床分が指定介護老人福祉施設分
	2人部屋（多床室）	3室	
	4人部屋（多床室）	10室	
	合 計	27室	
設 備	食 堂	2室	各階1つずつ
	機能訓練室	1室	平行棒・ホットパック・滑車・赤外線治療器
	浴 室	2室	機械浴 ・ リフト浴 ・ 一般浴
	医 務 室	1室	2階

6. 職員の必要人数、職員体制及び職務内容（指定介護老人福祉施設）

職種	職務内容	配置人数
施設長（※）	事業の運営管理、統括、業務の一元的な管理。	1名
生活相談員（※）	利用者に対する総合的な福祉サービスの提供、生活指導、苦情処理。	1名以上
介護職員	利用者の身上に係る相談及び介護等。	18名以上
看護職員（※1）	利用者の保健衛生の管理及び養護。	2名以上
機能訓練指導員（※2）	身体的機能の改善又は維持の為に機能訓練を実施。	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画書の作成、見直し、更新。	1名以上
医師（※）	利用者の診察、健康管理、保健衛生の指導。	1名以上
管理栄養士（※）	献立の作成、栄養の計算、食品の管理指導。	1名以上

（※）ねむのきユニットとの兼務となります。

（※1）看護師は、ねむのきユニットの兼務者もいます。

（※2）介護支援専門員は、ねむのきユニット、介護職員との兼務者もいます。

<介護・看護の勤務体制>

職種	勤務体制
介護職員	早出・日勤・遅出：各勤務２名 夜勤：３名 ※各勤務体制の人数は入所者の状況により変更することもあります。
看護職員	日勤：２名～ ※１７：３０～翌８：００はオンコール体制。

７．事業実施区域

那珂川市	全部
春日市	全部
大野城市	旭ヶ丘１～２丁目、牛頸１～４丁目、牛頸、月の浦１～４丁目、つつじヶ丘１～６丁目、畑ヶ坂１～２丁目、平野台１～４丁目、緑ヶ丘１～４丁目、南ヶ丘１～７丁目、宮野台、紫台、横峰１～２丁目、若草１～４丁目
福岡市南区	日佐１～５丁目、警弥郷１～３丁目、鶴田１～４丁目、野多目１～６丁目、的場１～２丁目、向新町１～２丁目、屋形原１～５丁目、弥永１～５丁目、弥永団地、柳瀬１～２丁目、老司１～５丁目
その他の行政区	その都度相談に応ずる。

８．営業日、営業時間、定員、予約の方法（（介護予防）短期入所生活介護を含む）

営業日	営業時間	定員	予約の方法
毎日（年中無休）	８：３０～１７：３０	１０名	２か月前から開始

９．サービスの概要

（１）介護保険給付サービス

種 類	内 容
（介護予防）短期入所生活介護計画の立案	・利用者の生活全般の状況を踏まえ、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及び家族に説明し同意を得て交付します。
食 事	・管理栄養士のたてる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適切な時間に温かな（内容によっては冷たい）状態で提供します。但し食費は給付対象外です。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂くように配慮します。 （食事時間） 朝食： ８：００～ ８：５０ 昼食：１２：００～１２：５０ 夕食：１８：００～１８：５０ ※食事場所に関しては、当日の体調や、ご希望により居室等選択する事ができます。 （食事場所） １階ご利用者：１階食堂 ２階ご利用者：２階食堂

排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、1日に定時のオムツ交換を行うと共に、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴	・季節に応じて週2～3回の入浴又は清拭を行います。体調不良等入浴が難しい場合、回数減または清拭にて対応させていただきます。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。お気軽にご相談下さい。
離 床 着替え 口腔ケア 整容等	・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。 ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替え、毎食後の口腔ケアの援助を行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は原則として週1回実施致します。汚れた場合等は必要に応じて随時交換致します。
機能訓練	・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ機器。 ＊プーリー（滑車）、肋木、平行棒、ホットパック、マイクロ波治療器、リハビリ台、メドマー、それぞれ1台ずつ
健康管理	・当施設の嘱託医により週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 医師名【ちだクリニック】千田 悟 先生（内科） 毎週水曜日 午後 【中村病院】 森田 喜一郎先生（精神科）2回/1月 午後 ・一定の条件を満たした医療行為については、介護職員がさせて頂くことがあります。（体温測定や湿布貼付等） ・施設内での服薬管理は看護師が致します。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、基本的にはご家族で対応して頂きます。対応困難な場合はご相談下さい。 ・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び 援助	・当施設は利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活 上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとする為、適宜レクリエーション行事を企画します。

（２）介護保険給付対象外サービス

種類	内容
理容・美容	・毎月2回（第2木曜日・第4木曜日）理美容店の出張による理髪サービスを別途下記料金にて利用頂けます。 ＊カット ⇒ 1, 500円・1, 650円／回 ＊顔そり ⇒ 500円・ 550円／回

	※各理美容店によって金額が異なります。 ※パーマ、カラーリングご希望の方も随時ご相談下さい。
滞在費	・当施設では①従来型個室と②多床室の２種類を用意しております。詳細は１０（６）をご参照ください。
レクリエーション 行事	・当施設では年間行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。なお施設外レクリエーションは交通費・入場料等は実費とさせていただきます。
レンタルテレビ	・居室にて個人で見られるテレビです。 ＊９９円／日（税込）※内訳レンタルテレビ８４円、電気代１５円 ・テレビを持参された場合は、下記の電気代のみとなります。
電気料金	・お持ち込みの家電製品は、１家電につき１５円／日（税込） ※家電使用に係る電気料金について 代表的な家電であるテレビの消費電力と標準的な視聴時間から電気料金を類推し、電気使用管理費と合わせて１家電につき、１日１５円としています。
事業実施地域外への 送迎	・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ご相談下さい。

10. 利用料金

介護報酬告示額（厚生労働大臣が定める基準）

（１）１単位当たりの単価

10 円に地域区分上乗せ率及び人件費割合を乗じて得た数を 1 単位の単価とする。

地域区分	6 級地	
上乗せ割合	6%	
人件費割合	55%	1 単位＝10.33 円

※ 施設の所在地やサービス種別により、1 単位の単価が決定されます。

（２）利用料の計算方法

月の総利用単位数に 1 単位当たりの単価数を乗じて得た額が契約者負担額となります。

※基本的にお手持ちの『介護保険負担割合証』に記載された割合分の負担が原則となりますが、介護保険給付の支給限度額を超える場合は全額自己負担（10割負担）となります。

※小数点以下の端数は切り捨てとなります。

（３）併設短期入所生活介護費（基本料の 1 日あたりの目安）（令和 6 年 4 月 1 日より）

要介護状態区分等	従来型個室・多床室単位数
要支援 1	451 単位
要支援 2	561 単位
要介護 1	603 単位
要介護 2	672 単位
要介護 3	745 単位
要介護 4	815 単位
要介護 5	884 単位

(4) 加算料金について（1日あたりの目安）※契約者によって内容が異なります。

加算の名称	加算の内容又は要件	加算の単位数
機能訓練体制加算	常勤の機能訓練指導員が1名以上配置	12 単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	夜勤における手厚い職員配置が条件。	13 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士の80%以上配置が条件。	22 単位
送迎加算	居宅と事業所間の送迎を行う場合。	184 単位／片道
療養食加算	医師の処方箋に基づき療養食（糖尿病食、腎臓病食等）が提供された場合。1食毎の、算定となります	8 単位
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うこと。見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること。業務改善の取組を定期的にデータで提出すること。	10 単位／月
介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の基本的な待遇改善やベースアップ、資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備を行い、総合的な職場環境改善による職員の定着推進を図り、事業所内の経験、技能のある職員を充実すること。	月の総単位数に14.0%を乗じて得た数

介護予防短期入所生活介護は、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、送迎加算となります。

連続して長期間（30日以上）での短期入所生活介護を利用された場合、31日目は全額自己負担となり、32日目以降は、長期利用者提供減算として基本単位数より30単位減算となります。

(5) 食費について（材料費、調理費含む）

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階（基準額）
食費（1日あたり）	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

（内 訳）

朝食	昼食	夕食
300円	580円	565円

*第1～第3段階のご利用者には補足給付という制度が用いられます。

(6) 滞在費について

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階（基準額）
従来型個室	380円	480円	880円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	430円	915円

11. キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料の10%（自己負担相当額）

※但し、契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

1 2. 施設へのハラスメント行為について

1. 契約者及び身元引受人等の禁止行為

- ①事業者、サービス従事者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②事業者、サービス従事者に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③事業者、サービス従事者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

※コップを投げつける。蹴る殴る。唾を吐く。物を壊すなどの威嚇行為。大声を発する。怒鳴る。特定のサービス従事者に嫌がらせをする。「この程度はできて当然」、「この程度もできないのか」と理不尽なサービスを要求する。長時間におよぶサービス従事者の拘束。必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。あからさまに性的な話をする。必要以上にサービス従事者の電話番号、住所を聞く。サービス従事者にストーカー行為をする。

2. 契約の解除について

契約者または身元引受人等からの事業者、サービス従事者に対する上記のようなハラスメントにより、サービス従業者の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、契約者に対して介護サービスを提供することが著しく困難となった場合は、契約を解除する場合がございます。

1 3. 事故発生時の対応

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その後、市町村に報告します。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
3. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 緊急時の対応

1. 体調の変化等、緊急の場合は別紙『連絡先一覧表』に定める緊急連絡先に連絡致します。
2. 施設内で定めている『夜間帯急変時の対応手順』に従い対応させていただきます。

1 5. 緊急やむを得ない身体拘束の条件と対応

1. 『切迫性』『非代替性』『一時性』これら3つの条件を全て満たす状態にあり、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、スタッフ個人で行わず、施設全体としての判断が行われるように、「身体拘束適正化委員会」を設け話し合いで判断する態勢を原則とします。
2. 利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、同意を得て、十分な理解を得るように努めます。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する事とします。
3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

16. 虐待の防止のための措置

当施設では利用者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに次の措置を講じています。

1. 虐待の防止等のために『虐待対策委員会』を設置し定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っています。
2. 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及をするための職員に対する研修の実施をしています。
3. 虐待防止等に関する担当者を決め、虐待の防止のための指針を整備しています。
※虐待防止担当者：秋田 裕子（施設長）
4. 利用者に対し、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄や介護放任、性的虐待、経済的虐待等身体的苦痛、人格を辱める等の虐待を行いません。

17. 個人情報の取り扱い

- ・当施設では個人情報の取り扱いについて、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報を適正に活用させていただきます。
- ・詳細は別紙『個人情報保護方針』『個人情報の利用目的』となっています。

18. 苦情申立先

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

(1) 事業所内

窓口担当者	生活相談員 中村 武晃
苦情解決責任者	施設長 秋田 裕子
第三者委員	唐崎 康子 TEL 092-953-0017 足立 貴子 TEL 090-4482-0242
電話	(092) 952-1122
ご利用方法	面接：相談室、苦情箱：施設内に設置
ご利用時間	毎日 9：00～17：00

(2) 事業所外

機関の名称	機関の所在地	電話番号	FAX 番号
那珂川市役所	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号	(092)953-2211	(092)953-2312
春日市役所	福岡県春日市原町3丁目1-5	(092)584-1111	(092)584-1145
大野城市役所	福岡県大野城市曙町2丁目2-1	(092)501-2211	(092)573-7791
福岡市南区保健福祉センター	福岡市南区塩原3丁目25-3	(092)559-5121	(092)512-8811
福岡県国民健康保険団体連合会『相談・苦情窓口』	福岡市博多区吉塚本町13-47号	(092)642-7859	(092)642-7856
福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	福岡県春日市原町3-1-7 (クローバープラザ内)	(092)915-3511	(092)915-3512
各利用者様の介護保険被保険者証に記載している保険者	別紙『利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要』を参照		

19. 協力医療機関

ちくし那珂川病院 (内科・消化器内科・循環器内科等)	所在地 福岡県那珂川市仲 2－8－1	
	TEL (092) 555-8758	FAX (092) 555-8795
樋口病院 (内科・泌尿器科・皮膚科等)	所在地 福岡県春日市紅葉丘東 1－8 6	
	TEL (092) 572-0343	FAX (092) 572-7760
筑紫南ヶ丘病院 (内科・リハビリ科・皮膚科)	所在地 福岡県大野城市大字牛頸 1 0 3 4－5	
	TEL (092) 595-0595	FAX (092) 595-0610
那珂川病院 (内科・外科・整形外科等)	所在地 福岡市南区向新町 2－1 7－1 7	
	TEL (092) 565-3531	FAX (092) 566-6460
中村病院 (老年精神科・内科等)	所在地 福岡市南区老司 3－3 3－1	
	TEL (092) 565-5331	FAX (092) 566-5566
夫婦石病院 (内科・リハビリ科)	所在地 福岡市南区桧原 8 5 3－9	
	TEL (092) 566-7061	FAX (092) 566-7065

利用者の状態が急変した場合、診療を依頼。

20. 協力歯科医療機関

わに歯科	所在地 福岡県大野城市白木原3丁目10-20-1F
	電話 (092) 592-1441

21. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。			
災害時の協力体制	施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。			
平常時の避難訓練	別途定める当施設の消防計画にのっとり年4回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
当施設の防災設備	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	4箇所
	非常階段	2箇所	屋内消火栓	5箇所
	自動火災探知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	25箇所	消火器	16箇所
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画書等	消防署への届出日：平成26年12月24日 防火管理者：中野 剛良			

22. サービス利用に当たって留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(10:00~20:00)を遵守し、必ずその都度受付にて面会簿を記入して下さい。(個人情報の保護は配慮しております)。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等生じた場合、賠償して頂く事があります。
喫煙・飲酒	基本的には喫煙、飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮お願いします。

	携帯電話持参の方は居室内でのご利用をお願いします。 家族間のトラブルを施設に持ち込まないようにお願い致します。
貴重品・現金の管理	お持ちにならないで下さい。もしお持ちになられた場合、利用者の責任の下、管理をお願いします。仮に問題等が発生しましても責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物の飼育	施設内でのペットの持ち込みはお断りします。

2 3. 意思表示が困難になった場合について

当施設をご利用するにあたり、成年後見制度の手続きを行っていない利用者が、自らの意思表示が難しい場合、または自らの意思表示が難しくなった場合には、施設サービス等に関する判断は別紙身元引受人に連絡させていただきます。また、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業に関して詳細がお知りになりたい方は、パンフレット等がございますので、生活相談員までご相談下さい。
--

2 4. 成年後見制度に関する問い合わせ先

福岡県社会福祉協議会	所在地 福岡県春日市原町 3-1-7 (クローバープラザ内)
	電話 (092) 584-3354
	ファックス (092) 584-3354
ぱあとなあ福岡 (福岡県社会福祉士会)	所在地 福岡市博多区博多駅前 3-9-12 アイビーコートⅢビル 5F
	電話 (092) 483-2944
	ファックス (092) 483-3037
成年後見センター・ リーガルサポート 福岡支部相談窓口	所在地 福岡市中央区舞鶴 3-2-23
	電話 (092) 738-7050
	ファックス (092) 738-1660

以上、何かご不明な点がございましたら、お電話で結構ですのでお尋ね下さい。

平成18年 8月 1日	平成19年 4月 1日改正	平成19年12月 1日改正
平成20年 5月 1日改正	平成21年 4月 1日改正	平成21年11月 1日改正
平成21年12月11日改正	平成22年11月 1日改正	平成23年 4月 1日改正
平成24年 4月 1日改正	平成25年 9月 1日改正	平成25年11月 1日改正
平成26年 2月 1日改正	平成26年 4月 1日改正	平成26年 7月 1日改正
平成27年 4月 1日改正	平成27年 8月 1日改正	平成27年10月 1日改正
平成29年 4月 1日改正	平成30年 4月 1日改正	平成30年 8月 1日改正
平成30年10月 1日改正	平成31年 4月 1日改正	令和 元年10月 1日改正
令和 2年 4月 1日改正	令和 3年 4月 1日改正	令和 3年 8月 1日改正
令和 4年10月 1日改正	令和 5年 1月 1日改正	令和 5年 4月 1日改正
令和 5年 6月 1日改正	令和 6年 4月 1日改正	令和 6年 6月 1日改正
令和 6年 8月 1日改正		